

○議長（菊地恵一君） 五十八番藤倉知格君。

〔五十八番 藤倉知格君登壇〕

○五十八番（藤倉知格君） 前者の質問と重複する部分もございりますが、通告の順に従いまして、質問してまいります。

持続可能な地域医療の実現に向け、県が進める四病院再編については、精神医療センターの移転への反対や懸念の立場から患者の声を伝えたいとして、移転反対の署名が始まったこと、移転に伴って県南部の精神科医療に不利益が生じないかとして、精神神経科診療所協会が県に公開質問状を送付したこと、長年かけて築いてきた地域包括ケア体制が崩れかねないとの関係者の声も報じられています。また、市内から二つの病院が移転する仙台市からは、救急医療への影響について重ねて不安の声が寄せられ、県からの回答を受けた郡市長は、十分な回答ではなかったとして、市民にとって必要な医療提供体制が確保されるように県に求めていきたいとコメントしています。昨年九月の協議開始の発表から、一年三か月が経過しました。この間、県からは、仙台医療圏の救急医療の課題解決や全県を視野に入れた精神科救急の体制強化など、政策医療の課題解決を目指すとの説明がなされてきました。一方、協議が進む中で、県立がんセンターと県立精神医療センターが担ってきた機能を新病院でどこまで担うのか、更には、大学病院や地域の医療体制との連携が具体的にどのような形になるのか情報が十分でないこと、更に、機能強化と言いながら、いま一つ具体像が見えないこともあり、不安や懸念の声が大きくなる要因となっています。まず、移転に大きな不安の声が上がっている県立精神医療センターについて、これまで県南地区で担ってきた役割や機能については、どのように評価しているのでしょうか。医療と福祉が連携して、長い年月をかけて構築してきた地域包括ケアシステム、また、仙南地域の急性期入院治療について、それらを担ってきた精神医療センターが移転した場合にしっかりと担保されるのか。また、精神科医療救急のメリット、移転後の身体合併症、複数疾患への対応について伺っておきます。

これまでの取組を通じて、移転するに当たり慎重な検討や十分な配慮が必要な事柄を一つ一つ克服しながら、将来を見据えて移転が必要だと考えたとすれば、今後の精神科医療と県立精神医療センターの在り方について、どのような効果が期待できると想定しているのか伺います。

県は、十一月十七日に開催された救急医療協議会において、仙台医療圏全体としてバランスの取れた救急医療体制を目指すために、仙台医療圏全体の受入れ能力向上、病院群輪番制広域化の検討、回復期病床の確保・充実の三点を挙げたと報じられています。私は、六月県議会においても救急医療体制の確保について取り上げましたが、その後の進捗、具体化された内容を踏まえ、以下お尋ねいたします。

まず、受入れ能力の向上、広域化により県が目指す仙台医療圏の救急医療体制の姿について、その体制、県の役割などについてお聞かせください。

次に、地域医療構想においても大きく不足する回復期病床の確保・充実については、これまでの動向を見ても容易なことではないと思いますが、具体にはどのように取り組むのか伺います。

協議会においては、委員から救急医療体制の強化に向けて様々な意見があったようですが、これらの意見を踏まえ、どのような対応を考えているのでしょうか。

さて、病院再編をめぐるテーマは、広く医療関係者をはじめ、医療を必要とする人々にとっては、自分の命や生活に直結する大きな問題です。神は細部に宿ると言われるとおり、再編を進める県は、様々な不安や懸念の声を丁寧に拾い上げ、必要な対応を着実に進めるプロセスを経ることで完成度が高まり、結果として再編が地域医療の課題を解決して、将来的に持続可能な地域医療確保につながっていくものと確信し、強く期待をいたしております。

さて、仙台医療圏再編構想に伴い、富谷市への病院移転を視野に、通院・通勤等の交通アクセス整備について、富谷市議会においても早速問題提起されています。若生市長は議会答弁で、新病院へのアクセスについては、直行便の新設や増便、市民バスの延長、泉中央駅と病院をつなぐシャトルバスの運行支援、更には、調査を進めている泉中央駅から明石台地区までの地下鉄整備の事業化に向けた検討に加え、都市計画道路宮沢根白石線の未整備区間の整備促進に取り組むとしています。ちなみにこの路線は、遡ること実に昭和四十八年の半世紀前、仙台市と当時の富谷町が幅員二十五メートルで都市計画決定済みであり、国土交通省の社会資本整備総合交付金で事業費の二分の一、残りの二分の一は当該自治体の負担配分の協議が整えば、事業開始可能との情報を得ています。しかもこの案件は、実は泉区松陵からは、既に十年以上も前からの要望事項でもあ

り、仙台市・富谷市広域行政協議会として国、県に整備要望をしています。ちなみに、新病院の立地予定地の富谷市明石台から仙台市松陵までは、僅か一・八キロメートルの至近距離の区間となります。これまでの経過を含め、るる述べてきましたが、御案内のとおり、近年、仙台市・富谷市広域行政協議会エリアは、人口増と深刻な交通渋滞等の課題が恒常化している地域であり、早期整備が待たれています。都市計画道路宮沢根白石線の未整備区間解消に関する重要性についての県の現状認識、これまでの対応、整備促進に向けた国、仙台市等への取組強化について伺います。

公共関与による新たな産業廃棄物最終処分場問題をめぐっては、これまでの一般質問で三度取り上げ、地元住民の様々な不安、懸念、疑問、課題等について指摘してきました。処分場問題については、今定例会の知事説明において、令和九年度中の運用開始を目指し、所定の手続を進める旨、言及があったところです。さて、昨年六月以降、候補地に選定された大和町鶴巣地区を対象とした住民説明会が始まり、地区住民にとっては重苦しい苦渋の経過をたどりながら、去る九月二十七日、県、そして環境事業公社と大和町の三者により、整備基本協定を締結するに至りました。その前段の九月二十二日には、最終処分場の整備に関する鶴巣区長会議が開催され、その席上、村井知事からはおおむね、現処分場クリーンプラザみやぎの埋立て可能量が逼迫していること、その準備に着手するためには、新処分場の早期決定は県政の最重要課題であるとして、ぜひ理解を賜りたいとの挨拶がありました。浅野大和町長からは、これまで重ねられてきた町議会や住民説明会等の経過を踏まえ、断腸の思いで容認する旨が示され、各区長からは、一部異論を含め苦しい胸の内が披瀝されましたが、最終的には全体として、事実上容認やむなしとなりました。さて、この基本協定締結に至るプロセスの中には、都合大小四十回を数える住民説明会が重ねられ、時に激的な不満や反発が繰り出され、紛糾を余儀なくされる場面がしばしばありました。特に鶴巣地区には既に四十三年間にわたり処分場が立地しており、なぜまた大和町、しかも同じ鶴巣なのかというふんまんやる方ない反発があったことは、むしろ当然のことでした。その間、区長会名で新処分場に反対する署名活動が行われ、新処分場建設反対の要請書が大和町と同町議会に提出され、これは知事の下にも届けられました。私自身、地元県議としてこのような地域の実情を熟知する立場であるだけに、地区住民の心情を推しはかるとき、うたた痛切の念を禁じ得ま

せん。以上のような地区住民にとっては様々なつらい経過をたどりながら、基本協定締結に至った苦悶の経緯を、知事はどのように受け止め、評価、総括し、積み残された懸念や課題解消に向き合っていくのか、その覚悟と決意のほどを伺っておきます。

十一月三十日には改めて、浅野町長同行の下、町議会議長と関係議員団が公共関与による新産業廃棄物最終処分場の整備に関する意見書を知事に提出。協定締結までのシビアなプロセスを踏まえ、当該地域課題にしっかりと取り組むよう要請しました。その上で、区長会、地域振興協議会や住民説明会等で取り上げられた多岐にわたる懸念への対策や要望等を集約した、都合三十六項目の処分場周辺地域環境整備事業の完全履行及び各行政区への地域振興助成制度等の具体化に向けて、県の誠実かつ着実な取組を強く求めるものです。

報道等によると、去る十月五日、吉田川流域の七市町村や国、県等で作る吉田川流域治水部会の会合の席上、二〇一九年の台風十九号や今年七月の記録的大雨による被害を踏まえ、上流と下流、本川と支川での流域治水を一体的に進めるためとして、国の特定都市河川の指定を目指す方向性が示されました。河川改修や排水機場の強化、遊水地や田んぼダムによる雨水貯留対策、避難路の確保などの施策の実施に向け、東北地方整備局北上川下流河川事務所が、流域治水関連法に基づく特定都市河川への指定を提案しました。特定都市河川は、平成十六年に施行後、現在、全国の都市部を中心に十一水系百二十六か所が指定されていますが、昨年の法改正で指定要件が緩和され、大都市部に加えて、川幅が狭くリスクの高い河川を含め、全国の河川に広げる方針とのことです。先月三十日には第三回部会が開かれ、関係市町村や県は、指定に向けた申請手続を進めることが了承されました。県、市町村などの正式な法定意見聴取を経て、目標の本年度末の指定となれば、東北初とのこと。しかし、今回の指定に向けた一連の経過については、いささか整備局主導による唐突の感を否めません。それだけに、実際の現場となる関係市町村にとって、指定によるメリットや事業内容に対する理解や周知が必要ですが、このことについての県の認識や対応を伺います。

指定に際し、地形的に吉田川流域と一体となった対策が必要な、知事指定の二級河川である高城川や鶴田川流域の指定に向けた見通しについては、県としてどのように捉えているのでしょうか。指定により、流域治水の取組が一層促進されることを強く期待

しますが、特に河川整備や下水道整備などに係る予算上のメリットを具体的にどのように捉えているのか、伺います。

村井知事は、大規模な森林開発の抑制と発電施設の適地誘導の両立を目指すためとして、さきの定例会で独自課税の導入方針を表明したことは、あるマスコミ記事の表現を借りれば、村井知事の相場感を覆すような英断として、私は高く評価する一人です。

現在、制度設計を検討する税制研究会で、新規導入に向けた論点や課題を洗い出し、二〇二四年四月の独自課税導入を目指すとしています。しかし、条例制定、施行までには時間を要すること、また、現行の法令で森林開発を抑制するには限界があることから、現在、既に計画されている山林での再エネ施設開発に対しても、環境破壊や地域住民の安全・安心の観点から、特にリスクが高いと思われるケースについては、県として何らかの対策を講じる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

例えば加美町では、奥羽山脈の尾根筋に百数十メートルから二百メートルの高さの風車が最大約百七十四基建設される、合計六つの大規模事業が計画され、その中には既に着工しているものもあります。計画地は水源涵養保安林、土砂崩壊防備保安林であり、緑の回廊を含む国有林、宮城県や地元自治体の水源保全条例の保全区域などが含まれています。地質学的にも、宮城山形北部風力発電計画地域には、無数の地滑り地帯が散在しており、このような地形の上に風車を設置するのは危険であるとの専門家の指摘もあります。この点に関しては、令和元年実施の宮城県環境影響評価技術審査会でも既に議論されており、それを踏まえた「事業実施に伴う変更が周辺の土砂災害等を誘発する可能性について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業区域の見直しを含めて、十分な対策を検討すること」、また、「尾根筋等の開発に伴う水害や土砂災害の発生による影響等を、防災の観点からも検討すること」という知事意見も出されています。現在、加美郡で工事が進んでいる宮城加美町ウインドファームでは、二〇二一年十二月、町道への土砂流出事故が起きましたが、関係機関や住民への報告は遅れ、説明も不十分だったとのことでした。この計画の環境アセスの際も、方法書に対する宮城県知事意見として「対象事業実施区域の一部は漆沢ダムの集水域に位置しているため、地形改変による土砂流出の影響を考慮し、対策を検討すること」等が指摘されていますが、十分な対策が講じられているかは疑問です。森林を伐採して、再エネ開発が土砂

災害を誘発し、広く流域住民に被害をもたらす危険性があることを、県として重く受け止め、崩落事故や今後の工事のダムへの影響を改めて慎重に調査するなどの必要性を感じますが、対応を伺います。

大規模な森林開発を伴う再エネ施設は、一たび事故が起これば、住民の生命にも直結する被害が発生しかねません。しかし、残念ながら、そのような懸念のある場所で開発計画が進行しているのが現実です。自然環境の激変を招く過度な森林開発から、豊かな生態系や人命を守るため、県として国や事業者に働きかけ、森林開発の規制や基準の見直しなど、一歩踏み込んだ対策が求められると考えますが、県の認識及び対応を伺います。

さて、県内では加美町、色麻町、蔵王町、川崎町、丸森町、大崎市その他の地域で、その濃淡、強弱を含め、風力発電施設を中心とする再エネ施設建設反対運動や、自治体による明確な反対表明等の動きが顕在化しています。昨日は、大崎市長が東北大六角牧場での大型風力発電施設の建設計画に反対の意向を知事に伝え、県も反対するよう要請書を提出したことが報じられています。渡り鳥の飛来ルート、景観、環境破壊、土砂災害等々を懸念する声は広がりを見せています。これらの課題に関連して、先日の渡辺勝幸議員の一般質問における正鵠を射る指摘のとおり、課税や規制強化に加え、再エネ施設を適地誘導する支援策について言及がありました。しかし、適地に誘導するためには、そもそも肝腎要の適地とは何か、適地とはどこかという、適地の要件やコンセプトに関するガイドラインを可能な限り提示することが欠かせないと思いますが、見解を伺います。

さて、近年の生命科学や各種先端の学問分野の成果には、目を見張るものがあります。例えば、広大な森林地帯や海洋生物をはじめ、地球上のあらゆる動植物、昆虫、あるいは無数の菌類、細菌、ウイルス、花粉、孢子等に至るまで、あらゆる生命体は関連、循環し、影響し合うことで共生しているメカニズムが解明されつつあります。これらのメカニズムは、地球の気象現象を左右している事実まで究明されています。北海道、北東北の縄文遺跡群がユネスコの世界文化遺産に登録されていますが、その縄文文化の基層、核をなしているのは、森の豊かな生態系の中で形成されたものです。豊穡の森の生態系、森林がもたらすエコロジーは、森羅万象、全ての動植物、無機物を問わず、自然

界の中に宿る霊性を見いだす、アニミズムという世界感があります。十九世紀後半、イギリスの人類学者エドワード・バーネット・タイラーが提唱、定着させました。アニミズムの語源はラテン語のアニマで、アニメーションはこれに由来します。日本では、精霊信仰などと訳されています。地球温暖化に伴う気候変動は、大干ばつ、大規模な暴風雨等、世界各地に極端な災害をもたらし、刻々その危機的状況の度合いを高めています。地球規模の生態系、あらゆる生命体の循環のメカニズムの源泉であり象徴でもある森林を守る思想は、今紹介しましたアニミズムの世界間に通じるとともに、極めて現代的な命題を含んでいると思っております。

以上、演壇からの一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 藤倉知格議員の一般質問にお答えいたします。大綱五点ございました。

まず、大綱一点目、仙台医療圏四病院再編構想についての御質問にお答えいたします。

初めに、県立精神医療センターがこれまで担ってきた役割や機能に対する評価についての御尋ねにお答えいたします。

県立精神医療センターは、全県にわたる精神科救急医療や児童思春期精神科医療を提供するとともに、長い年月をかけてグループホームなどとの連携体制を築き、特に県南部において大きな役割を果たしてきたと評価しております。一方で、県立精神医療センターの将来に向けた役割や機能に関しては、県の高度精神医療を担ってきたセンターとして、精神科救急医療や児童思春期精神科医療に加え、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を県全体で取り組んでいくことが求められていることから、地域の実情も踏まえながら、他の医療機関や市町村等と連携して、全県的な体制整備を目指してまいりたいと考えております。

次に、地域包括ケアシステムや仙南地域の急性期入院治療が担保されるのか、また、精神科救急医療のメリットなどについての御質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステムにつきましては、患者や家族の方々が必要なサービスを継続

して受けることができる体制が重要であると考えておりますので、地域の医療機関との連携や人材育成にも取組ながら、関係者と十分に調整を図ってまいります。また、急性期入院治療については、県の高度精神医療を担ってきたセンターとして、全县を視野に充実を図っていくことが求められていることから、県の中央部に整備することにより、従来の県南部からの患者の受入れに加えて、県北部等からの対応困難症例の受入れができるものと考えております。県立精神医療センターの移転・合築による精神科救急のメリットにつきましては、新病院との密接な連携により、円滑な救急対応や相互の往診が可能となり、従来では対応できなかった複雑な身体合併症にも対応できる精神医療体制の強化が図られるものと考えております。身体合併症や複数疾患への対応につきましては、岩手県の南光病院と磐井病院の事例も踏まえながら、密接に連携ができるよう、引き続き検討してまいります。

次に、県立精神医療センター移転の効果についての御質問にお答えいたします。

県としましては、これまで県立精神医療センターが県南部を中心に構築してきた地域包括ケアシステムの体制づくりや、精神科救急を中心に担ってきた役割に加えて、他の医療機関や市町村等と連携しながら、全県的な体制整備を目指すべく考えております。今後、県立精神医療センターがこれまで果たしてきた役割を全県的に展開していくことで、県全体として、医療機関の機能分担や協力体制の強化につながるものと考えております。

次に、大綱三点目、新たな産業廃棄物最終処分場問題についての御質問にお答えいたします。

初めに、県政の喫緊の課題であった新たな最終処分場の整備について、御理解を賜りました大和町並びに鶴巣地区の皆様には、この場をお借りいたしまして、改めて心より感謝を申し上げます。産業廃棄物最終処分場は、長年にわたる安全な管理が求められることから、整備候補地についても、外部有識者等の御意見を踏まえ、約一年をかけて慎重に選定いたしました。結果として、鶴巣地区の皆様にご更なる御協力をお願いするごとなり、協議の過程で様々な御心配や御負担をおかけしたことは、私自身も大変重く受け止めております。県といたしましては、処分場整備に伴う懸念や課題などを丁寧にお聞かせいただき、県及び宮城県環境事業公社としてできる対策を真剣に考え、御説明



や意見交換を重ねることで一定の御理解を賜り、基本協定の締結等に至ったものと認識しております。現在も、処分場整備に不安を持つ方がおられることを肝に銘じ、引き続き地区の皆様とのよりよい関係づくりに努め、お約束した処分場の整備・運営に係る安全対策はもとより、地区の課題解決や発展についても、しっかりと取り組んでまいります。

次に、大綱五点目、再生エネルギー導入と環境保全等の両立に向けてについての御質問のうち、既に計画済みの再生エネルギー発電施設に対する対策についてのお尋ねにお答えいたします。

私は、先人たちが大切に守ってきた県民共有の財産である森林や景観の保全などに最大限配慮しながら、地域と共生した再生可能エネルギーの普及拡大を図ることが非常に重要であると認識しております。新税については、令和六年四月までの導入を目指し、現在、税の専門家などで構成される税制研究会等において、税率など具体的な制度の中身などについて検討しておりますが、丁寧に議論を行いながらも、できるだけ早期に導入できるよう、手続を進めてまいります。また、土砂災害のリスクがある場所への再生エネルギーの設置は望ましくないことから、国に対して、FIT認定から除外するよう要望するとともに、今年十月に施行した太陽光発電施設の設置等に関する条例においては、設置規制区域としたところであり、今後とも、それぞれの事業計画におけるリスクを見極めながら、森林法等関連法令に基づき、事業者に必要な指導を的確に行うことなどにより、事業の適切性の確保に努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 環境生活部長佐藤靖彦君。

〔環境生活部長 佐藤靖彦君登壇〕

○環境生活部長（佐藤靖彦君） 大綱五点目、再生エネルギー導入と環境保全等の両立に向けての御質問のうち、森林での再生エネルギー開発における土砂災害等の影響調査についてのお尋ねにお答えいたします。

森林開発を伴う大規模再生エネルギー発電施設導入に当たっては、環境影響評価法に基づき、土地の改変による影響について専門家に審査いただき、事業者自らが行う環境保全措置に対し必要な指摘を行い、事業計画の改善を促しております。また、林地開発許可にお

いては、事業者にのり面保護の適切な実施や排水処理施設等の設置などによる災害防止対策を義務づけております。御指摘のありました宮城山形北部風力発電事業については、今後、環境影響評価法における準備書の段階で、土砂災害への対策も含めて、知事意見等の反映状況を再度審査する予定です。また、みやぎ加美町ウインドファーム事業における表土流出事故については、林地開発許可制度に基づき、事業者に対し、早急な対策工と再発防止策の実施を指導し、これらの対策が講じられていることを確認しております。県としましては、今後とも、環境影響評価の各段階において、土砂災害や周辺環境への影響等について、専門家の指摘を踏まえ、事業者に対ししっかりと意見を述べるとともに、林地開発許可制度に基づく工事の安全な施工管理を指導し、再エネ事業の開発による土砂災害等の発生防止を徹底してまいります。

次に、森林開発の規制や基準の見直しなどの一歩踏み込んだ対策についての御質問にお答えいたします。

再エネ施設の事業計画をめぐっては、土砂災害や景観、環境への影響等を懸念する県民の声は大きく、反対の要望も多ことから、地域との共生を図りつつ、再エネの最大限の導入と環境保全の両立を目指す対策が求められているものと認識しております。このため、これまで、太陽光発電施設の設置等に関する条例の制定や、環境影響評価条例の一部見直しなどに取り組んできましたが、地方自治体による規制強化の手法には限界があると考え、今回、新たな税の導入を検討するに至ったところです。一方、国においても、災害や環境への影響などへの懸念に適切に対応するため、再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理の在り方に関する検討会を設置し、今年十月に、太陽光発電に係る林地開発許可の対象基準の引下げや、関係法令の許認可取得をFIT申請の要件とするなどの提言を取りまとめたところです。県としましては、当該提言に対して、庁内の意見を集約し、FIT認定における自治体や住民の意見聴取制度の創設等について国に要望するなどの対応を行ってきましたが、今後も動向を注視し、必要に応じて国への働きかけを行うとともに、既存法令に基づき、事業者への適切な指導を行ってまいります。

次に、再エネ施設の適地誘導に向けたガイドラインについての御質問にお答えいたします。

新税は、森林を開発した用地等に設置する再エネ施設に対し課税を行い、経済的な負担が重くなる状況をつくり出すことにより、大規模森林開発の抑制と森林以外への適地誘導を図り、地域と共生する再エネ施設の設置を促進することを目的としております。誘導先の具体的なイメージは、平野や沿岸部における未利用地やため池、あるいは太陽光発電施設では、住宅や事業所の屋根等を想定しており、更に、森林を開発する場合であっても、地球温暖化対策推進法の改正により市町村が定めることができるようになってきた促進区域に設置する場合は、非課税とすることにより、当該区域に誘導したいと考えております。県といたしましては、市町村が再エネの導入ポテンシャル、環境や景観等の地域の実情、住民の意向などを的確に踏まえ、円滑に促進区域を指定できるよう、国のマニュアル等の活用や他自治体の好事例の情報提供などを行いながら、市町村の取組をしつかりと支援してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

〔保健福祉部長 伊藤哲也君登壇〕

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 大綱一点目、仙台医療圏四病院再編構想についての御質問のうち、県が目指す仙台医療圏の救急医療の姿についてのお尋ねにお答えいたします。

救急医療体制については、行政の区域を越えて、医療圏全体で考えることが重要であると考えております。具体的には、新病院が救急医療機能を強化することで医療圏全体として受入れ能力を向上すること、また、医療圏全体で再編後の救急医療体制を活用することで搬送の円滑化を実現すること、更には、回復期病床の確保・充実により救急患者受入れ能力の向上を図ることにより、仙台医療圏全体としてバランスの取れた質の高い救急医療体制の確保を目指しております。この考え方は、先月十七日の救急医療協議会でも、議題として御説明したところです。実現に当たっては、市町村や医療、消防の関係者の連携と協力が不可欠であると考えており、県といたしましては、関係者からの協力が得られるよう、広域的な調整を行ってまいります。

次に、回復期病床の確保についての御質問にお答えいたします。

宮城県地域医療構想で推計した仙台医療圏における回復期病床の必要病床数は、二

○二五年では三千八百九十九床となっているのに対して、二〇二一年時点で回復期病床として報告されているのは千五百十六床にとどまっており、回復期病床の確保は大きな課題であると認識しております。このため、県では、地域ごとに地域医療構想調整会議を開催して、医療機関などの関係者とともに地域医療構想の実現に向けた議論を進めるとともに、回復期への機能転換を行う場合には、必要な施設や設備の整備などに対する財政的な支援をしているところです。また、来年一月には、県内医療機関を対象としたセミナーを開催し、地域医療構想を踏まえた回復期への機能転換の必要性について、外部有識者から御説明をいただくことで、県内医療機関等の理解と自主的な取組を促進する契機にしたいと考えております。

次に、救急医療協議会における意見への対応についての御質問にお答えいたします。先月の救急医療協議会では、救急科専門医など人材の充実や、回復期病院の受入れ体制の強化及び円滑な連携体制の整備などについて、意見をいただいたところです。新病院の担う役割に対する期待と併せて、救急科専門医や総合診療医など、救急の現場で幅広く対応できる医師の養成や配置に取り組みほか、搬送基準や調整方法の見直しなどを含めた救急体制の在り方も検討し、救急医療体制の強化に取り組んでまいります。私からは、以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 土木部長千葉衛君。

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

○土木部長（千葉 衛君） 大綱二点目、都市計画道路宮沢根白石線の未整備区間の解消についての御質問にお答えいたします。

都市計画道路宮沢根白石線の富谷市明石台から仙台市泉区松陵までの未整備区間については、現在、沿線において行われている、新病院の候補地を含む新たな市街地の整備により、今後の交通量増加が予想されることから、道路整備の必要性が一層高まっていくものと認識しております。当該区間については、これまで、仙台市・富谷市広域行政協議会などから整備についての要望を受けるなど、様々な場面で機会を捉え、両市と意見交換を行ってきたところですが、県といたしましては、当路線は仙台都心部と富谷市を結ぶ幹線道路でありますことから、引き続き両市の意見を十分伺ってまいります。

次に、大綱四点目、吉田川の特定都市河川指定に向けてについての御質問のうち、

関係市町村への周知や今後の対応についてのお尋ねにお答えいたします。

流域の浸水被害防止対策を推進する特定都市河川の指定は、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の実効性を高めるため、国では昨年、都市部の河川に加え、全国の河川に適用が可能となるよう、指定要件の拡大を行ったところです。これを受けて県では、国と連携して、昨年から、市町村担当者の説明会や流域の関係者で構成する各流域治水協議会において、制度改正の概要や施設整備に対する補助金のかき上げなどのメリットについて周知を図ってまいりました。吉田川においては、今年八月に、国、県、市町村などが連携し、流域治水をより具体的・機動的に進めていくため、吉田川流域治水部会を設置し、特定都市河川の指定に向けた議論が進められております。県といたしましては、特定都市河川の指定により、流域治水の取組が更に推進するものと認識していることから、引き続き関係機関と連携し、吉田川の指定に向けて取り組んでまいります。

次に、高城川や鶴田川の指定に向けた見通しについての御質問にお答えいたします。高城川は、上流の吉田川サイフォンを介して鶴田川と接続しており、これまでも上流一体となった治水対策を進めてきたところです。また、鶴田川に接続する水路は、平常時は鶴田川に排水されますが、洪水時には、排水機場により吉田川に強制排水されていることから、流域治水対策を考える上で、吉田川とともに、高城川や鶴田川においても、一体的な取組が不可欠であると認識しております。このため、先月末に開催された吉田川流域治水部会では、これら三河川を特定都市河川に指定する方針が確認されたところであり、県といたしましては、流域の安全・安心を確保するため、関係機関と連携し、早期指定に向けて取り組んでまいります。

次に、河川や下水道の整備に係る予算上のメリットはどうかについての御質問にお答えいたします。

特定都市河川の指定後には、国や県、市町村などが共同で、河川や下水道などの施設整備や浸水被害対策の基本方針等を定めた流域水害対策計画を策定する必要があり、この計画にそれぞれの事業を位置づけることによって、関連する事業の一体的な予算措置が行われることとなります。また、国では、近年頻発化・激甚化する水災害を踏まえ、特定都市河川の事業を含む流域治水関連予算に重点配分しており、今年度は、流域水害

対策計画に位置づけられた事業に活用できる新たな補助制度が創設されるなど、今後も、河川や下水道を含む事業制度の拡充などが見込まれているところです。県といたしましては、引き続き流域治水関連予算の動向を注視していくとともに、国や市町村と緊密に連携し、必要な予算を確保しながら、流域治水対策にしっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（菊地恵一君） 五十八番藤倉知格君。

○五十八番（藤倉知格君） 答弁ありがとうございます。

まず、仙台医療圏の再編構想についてなのですが、昨日も、再質問でだったでしょうが、公明党の遠藤議員も問いたただいておりますけれども、精神医療センター中心に、やはり相当な懸念なり反発だったり問題提起だったり様々動きがあるわけですが、基本的に、昨日の知事答弁を改めて拝聴しますと、スケジュールどおり今年度中に基本合意を得る目標に変わりはないというような表現をしておりました。例え話になるのですが、けれども、登山、山登りがありますよね。山登りで例えますと、基本合意までの道のりは、今現時点において何合目くらいに差しかかっているかという感覚、感覚で結構ですから御提示いただければと思うのですが、可能な限りよろしく願います。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 非常に難しい御質問ですけれども、感覚的に申し上げて、五合目から六合目ぐらいいかなというような感じでございます。

○議長（菊地恵一君） 五十八番藤倉知格君。

○五十八番（藤倉知格君） 村井知事の、一連のこの問題に対する踏み込み方だったり強い思いからすると、もう少し何合目か高いところに位置づけているかなという感じもしたのですが、それも恐らくは、何としても実現させていこうという、強引ではなくできる限り謙虚に進みたいという戦略的な表現だろうというふうに受け止めております。

それに関連して、道路問題、宮沢根白石線問題についても質問したのですが、部長からは、極めて事務的な淡々とした熱意も何も感じないような答弁でございまして、ただ必要性だけは触れて言及がありました。それ以上の何物もない回答でございまして、やはりこれは昭和四十八年に、説明しましたとおり都市計画決定済みとはいうものの、路線名は変わってはいませんが、歴史を振り返りますと、そもそも昭和二十九年十二月の

都市決定なのですよね。昭和二十九年というと私が生まれた年でございまして、十二月もそのとおりでございます。いかに歴史が、時間があるか。その中で、非常にそういう意味での問題意識を持たなければならぬ路線だろうというふうに思います。昭和二十九年、それから昭和四十八年の段階から比べますと、今の仙台市、そして富谷市、お話ししたように広域行政エリアはもうがらりと変わっております。必要性が極めて増しているわけでありまして。そういう問題意識を持ってしっかりと前向きに取り組むと、働きかけをしていくという答弁を知事からいただきましたのですが、よろしいですか。お願いします。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 都市計画道路ということになっておりますけれども、県道として整備するのか市道として整備するのか、これがまだ決まっております。当然、道路というのはつながれば非常に便利になりますし、恐らく交通量も期待されると思うのですけれども、そういうことで今後、先ほどお話ししたように、両市も含めてしっかりと意見を聞きながら、整備するのいかないのか、整備するなら誰がどのような形でいったことをよく話し合っていく必要があるということで、部長答弁——昨日、結構ここは議論したのですけれども、最終的には両市の御意見を十分伺ってまいりますという形にさせていただいたということでございます。

○議長（菊地恵一君） 五十八番藤倉知格君。

○五十八番（藤倉知格君） それから何といいますが、公共関与の産業廃棄物最終処分場問題でございます。知事から先ほど答弁もありましたが、私はこの件について、今度で四回目の質問をいたしました。地元ということもあって、やはりいろんな苦労が伝えられ、要請があり、本当に厳しいプロセスを経ての基本合意でございまして、そのことはるる先ほども申し上げたとおりです。これを本当にしっかりと受け止めていただいて、関係職員、あるいは県の環境事業公社とも連携して、しっかりと、基本合意というのは終着点ではなくて、まだスタート、始まりでございますので、その思いでしっかりと臨んでいただくように強く要請して、そして知事の決意をもう一回お聞かせいただいで終わりたいと思います。お願いします。

○議長（菊地恵一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 先ほども答弁いたしましたけれども、御地元の大和町をはじめ鶴巣地区の皆様には大変御迷惑をおかけすることになります。御理解をいただいたというところで、本当に心から感謝を申し上げます。小鶴沢がもう間もなく満杯になってしまふということで、これは私が知事になってしばらくしてから、この問題を考えなくてはいけないと言ってから十年以上かかって、やっとここまでやってまいりました。本当に感謝を申し上げます。いろいろお約束をしたことがありますので、口約束だったと言われることのないようにしてまいりたいと思いますし、この協議をしている間、まさに藤倉議員は御地元でございますので、地元の議員としてずっと住民に寄り添いながら、また、我々の意見も聞きながら御指導いただきました。心から感謝申し上げます。しっかりとお約束したことを守って、結果的には認めたことが地元にとってプラスになったと思ってもらえるように必ずやってまいりたいと思います。

○五十八番（藤倉知格君） 終わります。ありがとうございました。